

『エネルギー憲章会議第27回会合（閣僚会合）』
 藺浦健太郎外務副大臣による開会挨拶
 （平成28年11月26日（土）開会セッション）

1. 冒頭

- 各国閣僚，国際機関の長，各国大使，ご列席の皆様，
「エネルギー憲章会議閣僚会合」の開会にあたり，議長である岸田外務大臣に代わり，日本国外務省，そして日本国民を代表して，皆様の御参加を心から歓迎いたします。また，本会合の準備に尽力されたルスナック・エネルギー憲章事務局長をはじめとする事務局関係者の御協力に深く御礼申し上げます。
- 本年は1991年のエネルギー憲章プロセス開始から，25年目の節目にあたります。この記念すべき年の議長国として，昨年の議長国のジョージア，また来年議長国を引き継ぐトルクメニスタンを含む多くの閣僚級の御参加を得て東京会合を開催できることを光栄に思います。

2. ルスナック事務局長の再任と中田次期事務局長次長の就任

- 本年6月にルスナック事務局長再任が全会一致で決まりました。心から祝意を表します。
- 来年1月から事務局次長に中田眞佐美熊本大学専任教授が就任されます。中田教授は，太陽光電池の研究に長年従事され，ユネスコジャカルタ事務所にも勤務されるなど，エネルギーのみならず組織管理にも精通されています。これまでの経験を活かし，事務局長を支えて大いに手腕を発揮されることを期待します。

3. 変貌するエネルギー情勢

- 現在のエネルギー情勢は25年前と大きく異なっています。供給面ではシェール革命により伝統的なエネルギー輸入国が輸出に転じ，需要面でも先進国の割合が減少し，中国，印など新興国がエネルギー需要増を牽引しています。この供給と需要における「二重のシフト」がエネルギー

市場を構造的に変化させており、我々は歴史的渦中にいます。

- エネルギー問題は気候変動問題とも密接に関連し、再生可能エネルギーなど、よりクリーンなエネルギーへの転換に向けた動きが加速しています。気候変動にも対応しつつ、バランスのとれた多様なエネルギー源を確保することは、エネルギー安全保障の中核であり、各国の事情に応じ、再生可能エネルギーを含むあらゆるエネルギー源を最大限有効に活用することが重要です。

4. 国際社会が抱えるエネルギー分野の課題

- 昨年、国際エネルギー分野では2つの重要な政治決断が行われました。国連の持続可能な開発目標におけるエネルギーアクセスの設定とCOP21でのパリ協定の採択です。
- 世界では約11億人がエネルギーアクセスの問題を抱え、約半数がアジア太平洋とサブサハラ・アフリカに集中しています。昨年、今年のG20エネルギー大臣会合において、これらの地域のエネルギーアクセス行動計画が採択されたことは大きな進展です。
- 今月4日にはパリ協定が発効しましたが、気候変動対策としてクリーンエネルギー技術の活用は有効な手段です。我が国は、今年8月にケニアで第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）を開催し、アフリカにおける地熱発電を含むクリーンエネルギー技術の促進を支援策として表明しました。

5. エネルギー投資の重要性

- エネルギーアクセス向上と低炭素社会実現に向けたクリーンエネルギー技術の促進のためには、一層のエネルギー投資が必要です。近年の油価低迷を受け、特に上流部門の減少によりエネルギー投資全体が伸び悩んでいる現状下、継続的な投資を促すことは、エネルギー安全保障の強化のみならず、世界経済の持続可能な成長を達成するためにも不可欠です。

- 成長途上の国や地域の多くでは、インフラ需給ギャップがボトルネックとなっています。こうしたギャップを克服し、持続可能な成長を実現するためには、強じん性、雇用創出、能力構築、社会・環境配慮といった「質の高いインフラ」で埋めていく必要があります。「質の高いインフラ投資」は、エネルギー安全保障、気候変動対策及び経済成長のいずれをも実現させる有力な指針になると考えます。

6. エネルギー憲章条約の有用性とアジアでの意義

- エネルギー投資の活性化には、投資による正当な利潤が得られる環境整備が不可欠です。エネルギー憲章条約は、エネルギー分野の多国間の法的枠組みとして機能し、まさにエネルギー分野における「法の支配」を実現してきました。具体的には、締約国の投資環境の安定性と透明性の法的担保を通じ、エネルギー投資を促進し、安定供給やアクセスの向上、さらにはクリーンエネルギーの利用を促す機能を果たしてきましたが、この役割はますます重要になっています。
- エネルギー憲章プロセスの中心は欧州でしたが、需要がアジアへシフトする中、今回、我が国は東アジアで初めて閣僚会合を主催し、新たに6つの国・機関による国際エネルギー憲章への署名が実現しました。こうしたことが契機となり、アジアにおけるエネルギー憲章プロセスの普遍化、一層の地理的な裾野拡大を通じ、世界のエネルギー安全保障、持続可能な開発、さらには気候変動対策にも貢献する、法的枠組みとしての評価が一層高まることを確信しています。

7. 結語

- 本日のテーマは、「グローバル課題における国際エネルギー憲章の有効性」です。これまで述べた論点を踏まえ、自由闊達な議論を通じ、我々の連帯を示し、叡智を結集させ、エネルギーの新たな未来を切り開く機会となることを心より祈念し、開会の挨拶といたします。

(了)